

カードローンカード規定

1. カードの発行

カードローンカード(以下「ローンカード」という)及びカードローン通帳(以下「通帳」という)は、カードローン契約(以下「ローン契約」という)に基づいて株式会社福井銀行(以下「当行」という)が発行するものとします。

2. ローンカードの利用

「ローンカード」は、金融機関の現金自動支払機(CD)及び現金自動預入支払機(ATM)(以下両者を総称して「自動機」という)を利用してカードローン貸越を受ける場合(以下貸越を受けることを単に「払戻し」という)に利用すること(以下「本取引」という)ができます。

3. 当行及び提携行自動機の利用手数料

- (1) 当行及び提携行の自動機を使用して借入を行う場合には、当行及び提携行の所定の自動機使用手数料を支払うものとします。
- (2) 前項の手数料は、借入時に通帳及び払戻請求書なしで貸越金元金に組み入れることにより出金をしたうえ、自動的に支払いを受けます。なお、出金提携先の前項の手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 自動機を使用して入金する場合には、当行及び入金提携先所定の自動機の使用に関する手数料を支払うものとします。

4. 自動機による借入

- (1) 自動機を使用してローンカードにより当座貸越の借入を行うときは、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタンにより操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 通帳での自動機による借入は出来ません。
- (3) 自動機による借入は1千円単位又は万円単位とし、1回あたりの借入金額は当行(提携行の自動機使用の場合は、その提携行)が定めた範囲内とします。
- (4) 当行及び提携行の自動機を使用して借入を行う場合には、その金額と手数料金額との合計額が当座貸越口座の借入できる範囲をこえるときは、借入れることはできません。

5. 自動機による弁済

- (1) 自動機を使用して当座貸越金の弁済を行う時は、自動機に通帳又はローンカードと現金を挿入し操作してください。
- (2) 自動機による弁済は、自動機の機種により当行所定の種類の紙幣及び硬貨に限ります。(但し、入金又は硬貨の取扱が出来ない機種があります。)なお、1回あたりの弁済は当行が定めた枚数の範囲内とします。

6. 自動機故障時の取扱

- (1) 停電、故障などにより自動機による取扱いが出来ない時は、窓口営業時間内に限り、当行本支店間の窓口でローンカードにより払戻すことができます。
- (2) 前項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払出請求書に氏名・金額を記入し、届出印を押印の上、ローンカードとともに提出してください。この場合、本人確認の為、身分証の提示を求められることがあります。

7. カードの紛失、届出事項の変更等

- (1) ローンカードを紛失したとき又は氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、第9項及び第10項に定める場合を除いて当行は責任を負いません。
- (2) ローンカードを紛失した場合のローンカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、又保証人を求めることがあります。

8. ローンカード・暗証番号の管理

- (1) ローンカードは、必ずご自身で使用し、他人に使用されないよう保管してください。
- (2) 暗証番号は、生年月日、ご自宅・お勤め先の電話番号、ご自宅の番地や携帯電話番号を組み合わせた数字など、他人に推測されやすい番号の利用は避け、他人に知られないように管理してください。
- (3) 当行が自動機によりローンカードを確認し、自動機操作の際に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認の上、払い出した場合には、当行は、第9項および第10項に定める場合を除き、ローンカード又は暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故によって生じた損害については責任を負いません。

- (4) 当行が、窓口においてローンカードを確認し、払戻しの際に使用された印鑑と届出の印鑑との一致を確認のうえ取扱った場合にも前項と同様とします。

9. 偽造・変造等による払戻し等

本取引が「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(以下「預金者保護法」という)の適用を受ける場合において、ローンカードが偽造・変造されたことによる不正な払戻しについて、申込者の故意による場合、又は当該払戻しにつき当行が善意かつ無過失であって、申込者に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、当該払戻しの効力は生じません。尚、この場合、申込者は、ローンカード及び暗証番号の管理状況、ローンカードの偽造・変造等による被害状況、捜査機関への被害届等の状況について、当行の調査に協力するものとします。

10. 盗難カードによる払戻し等

- (1) 本取引が預金者保護法の適用を受ける場合において、申込者がローンカードを盗取され、当該ローンカードによってなされた不正な払戻しについては、次の各号の全てに該当する場合、当該払戻しが申込者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(但し、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを申込者が証明した場合には、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)前の日以降になされた当該払戻し額(手数料や利息を含む)に相当する金額(以下「対象額」という)について支払いを求められないものとします。
 - ① ローンカードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、申込者より十分な説明がなされていること
 - ③ 当行に対して、警察等の捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できる資料等を示していること
- (2) (1)にかかわらず、盗難カードによる払戻しがなされたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、申込者の過失(重大な過失を除く)を証明した場合には、当行は故意による場合を除き、対象額の4分の3に相当する金額については申込者に請求できないものとします。
- (3) (1)及び(2)の規定は、(1)にかかる当行への通知が、盗取された日(盗取された日が明らかでないときには、当該盗取にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な払戻しが最初になされた日)から2年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は対象額について支払いを求められるものとします。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、次の何れかに該当する場合。
 - a. 申込者に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - b. 申込者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、又は家事使用人によって行われた場合
 - c. 申込者が被害状況について当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘机、又はこれに付随してローンカードが盗難にあった場合。

11. 解約等

- (1) カードローン契約を解約する場合には、ローンカードを銀行に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正な使用など当行がカード利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りする場合があります。この場合、当行から請求があり次第直ちにローンカードを当行に返却してください。

12. 譲渡、質入れの禁止

ローンカードは譲渡、質入れ又は貸与することはできません。

13. ローンカードの有効期限

ローンカードの有効期限は、ローン契約書に定める契約期限にします。ローン契約書の契約期限を延長したときは、期限も自動的に延長します。